

事 務 連 絡
令和6年3月28日

各都道府県 児童福祉主幹課 御中

こども家庭庁支援局家庭福祉課

児童扶養手当における事実婚等の取扱について

平素より、ひとり親家庭等への支援につきまして格別のご高配を賜り感謝申し上げます。

今般、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）を踏まえ、児童扶養手当における事実婚等の支給の実態等に関する調査を行い、その内容を踏まえ、事実婚等における運用について、具体的な事例に則した考え方を別紙のとおりまとめたので、事務取扱上の参考とされますようお願いいたします。

なお、児童扶養手当の認定を行う際には、個々の事案により受給資格者の事情が異なることから、形式要件により機械的に判断するのではなく、受給資格者等の生活実態を確認した上で判断し、適正な支給手続きを行っていただくとともに、各都道府県におかれましては、管内市区町村に対し周知いただきますようお願いいたします。

(担当係)

こども家庭庁支援局家庭福祉課 扶養手当係

E-mail : kateifukushi.fuyouteate@cfa.go.jp

別紙

(問1) 離婚後、元配偶者が実際には住んでいないが、住民票を動かさないまま行方不明となり、荷物等も家に残されたままになっている。この場合、事実婚となるのか。

(答)

元配偶者の住民票が動かされないまま残っていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、居住実態、生活状況等、様々な事実関係について確認されたい。

(問2) 受給資格者と元配偶者が、二世帯住宅に住んでいる場合、(同じ番地の別棟に住んでいる場合等含む) 事実婚となるのか。

(答)

受給資格者と元配偶者が二世帯住宅に住んでいることのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、家の間取りや生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問3) 受給資格者が元配偶者および元配偶者の親族と隣接して居住している場合、事実婚となるのか。

(答)

受給資格者と元配偶者の居住が隣接している事実のみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、元配偶者と受給資格者双方の頻繁に定期的な訪問及び元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問4) 受給資格者が元配偶者とは同居していないが、いとこ等、婚姻可能な親族、または婚姻可能な元配偶者の親族(元配偶者の親や兄弟等) と同居している場合、事実婚となるのか。

(答)

民法上、婚姻が可能か否かに関わらず、自身の親族や元配偶者の親族と同居していることのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、例えば、同居に至った経緯や理由、その他親族との同居の有無、生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問5) 施設の一部を間借りして生活する母子世帯に、同施設内の別部屋に異性の職員の世帯が生活していたときに、事実婚となるのか。

(答)

母子が一部を間借りして生活する施設の別部屋に異性を含む世帯が居住している事実のみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、施設内の居住実態、生活状況を確認し、それぞれの生活が独立していること、また特定の異性との関係がないことについて確認されたい。

(問6) 受給資格者の雇用主である单身異性とマンションの一室でルームシェアをしており、賃貸借名義人はその单身異性となっている。この場合、事実婚となるのか。

(答)

特定の单身異性と同居している場合に、事実婚状態ではないと判断し難いが、同居に至った経緯や理由、生活状況や生計同一関係等、様々な事実関係について確認されたい。

(問7) 受給資格者が仕事上の都合により、毎日元配偶者と対面している場合、事実婚となるのか。

(答)

仕事の都合により元配偶者と対面をしていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元配偶者と受給資格者双方の頻りに定期的な訪問及び元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助の有無などを踏まえ仕事関係以上の事実がないか確認されたい。

(問8) 交際関係にないと主張する单身異性が、お金がないため一時的に住ませるということで受給資格者の家に転入してきた場合、事実婚となるのか。

(答)

異性との間柄が交際関係にあるか否かに関わらず、特定の单身異性と同居している場合に、事実婚状態ではないと判断し難いが、生活状況や生計同一関係等、様々な事実関係について確認されたい。

(問9) 受給資格者(A)が、自身の同性の親(B)とその事実婚相手(C)と同居している場合、事実婚となるのか。

(答)

A、B、Cの三者で同居していることのみをもってAとCが事実婚状態にあるとは言い難いため、同居に至る経緯や理由、家の間取りや生活状況、生計同一関係等を確認し、判断されたい。なお、BとCが事実婚関係にあるとしても、AとCが二者のみで同居している場合には、社会通念上夫婦としての共同生活であると認められうるが、同居に至った経緯や理由、家の間取りや生活状況、生計同一関係等について確認されたい。

(問10) 対象児童と元配偶者の親子交流ということで、受給資格者が元配偶者の家に頻繁に訪問している場合、事実婚となるのか。

(答)

対象児童と元配偶者の親子交流で、受給資格者が元配偶者の家に頻繁に訪問していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、離婚当時に取り交わされた親子交流に関する取り決めを書面や口頭で確認した上で、元配偶者と受給資格者双方の頻繁に定期的な訪問や元配偶者と受給資格者双方の定期的な生計費の補助がないか確認されたい。

(問11) 受給資格者自身は元配偶者との交流はないが、離婚後も元配偶者の両親に子育てを援助(経済的支援含む)してもらった場合、事実婚になるのか。

(答)

元配偶者の両親から支援を受けていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元配偶者との頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助について確認されたい。

(問12) 児童扶養手当を受給している母が、同居していない元配偶者との子を妊娠した場合、事実婚となるのか。

(答)

妊娠したことのみをもって事実婚が成立しているとは言い難いため、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、受給者本人と元配偶者との間に頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問13) 異性が、ほぼ毎日のように受給資格者の家に訪問・宿泊をしており、家事や子の世話をしているが、金銭的な援助が無い場合、事実婚にあたるのか。

(答)

異性からの金銭的な援助の有無に関わらず、異性がほぼ毎日のように受給資格者の家に訪問・宿泊し、家事や子の世話等が無償で提供している場合は、当事者間に社会通念上夫婦としての共同生活が認められる要素となりえ、事実婚状態ではないと判断し難いが、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、生計同一関係等の事実関係について確認されたい。

(問14) 児童扶養手当を受給している母が妊娠したが、交際相手とは今後婚姻予定としているが、事実婚には該当しないのか。

(答)

婚姻予定ということだけでは事実婚が成立しているとは言い難いため、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問15) 受給資格者から「交際相手から定期的な生計費の補助は受けていない」との申出がある一方、交際相手に定期的な生計費を補助している場合、事実婚にあたるのか。

(答)

受給資格者が交際相手から定期的な生計費の補助を受けているか否かに関わらず、受給資格者自らが、交際相手に定期的な生計費を補助している場合においては、両者の生活に一体性があると考えられ、事実婚状態ではないと判断し難いが、受給者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問の有無や生活状況等について確認されたい。

(問16) 未成年の受給資格者が、年齢等の理由で婚姻をしておらず、交際相手とは将来的に婚姻を予定している場合に、事実婚にあたるのか。

(答)

婚姻開始年齢や婚姻意思により、事実婚が成立していることを判断するのではなく、受給資格者本人や関係者からの聞き取り、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問17) 受給資格者の疾病や障害等を理由に、元配偶者等が児童扶養手当の申請手続きを補助している場合は事実婚にあたるのか。

(答)

疾病や障害等の特段の理由がある場合に、元配偶者等が申請手続きを補助していることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、受給資格者と元配偶者等の交流関係について確認した上で、頻繁に定期的な訪問や定期的な生計費の補助がないかを確認されたい。

(問18) 受給資格者は社員寮に住んでおり、家賃や光熱水費が全て会社負担となっている。また、契約人の名義は異性である社長となっている場合に、異性からの定期的な生計費の補助として事実婚にあたるのか。

(答)

受給資格者が社員寮や借り上げ社宅等、自身で契約していない住まいに居住しておらず、契約人の名義が異性であることのみをもって事実婚が成立していると言いはないため、雇用契約の規程等を確認した上で、現地調査等により、頻繁に定期的な訪問及び定期的な生計費の補助の有無などを確認されたい。

(問19) 元居住者の住民票が残っている場合は事実婚にあたるのか。

(答)

元居住者の住民票が残っていることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、元居住者の住民票が残っている経緯や理由を受給資格者や家主等に聞き取りを行うほか、必要に応じて賃貸契約書の確認、現地訪問等により、元居住者の居住実態等を確認されたい。

(問20) 居住する賃貸物件について、受給資格者本人での契約ができず、知人の異性が契約者となっている。毎月の光熱水費の支払は、受給資格者本人の契約で行われていて支払が確認できるが、家賃はその契約者の口座から引き落とされている場合、事実婚にあたるのか。

(答)

居住する賃貸物件が本人以外の名義であることのみをもって事実婚が成立しているとは言えないため、賃貸契約について、本人以外の名義で契約がなされた経緯や家賃支払いの取扱いを確認し、さらに、居住実態、生活状況等、様々な事実関係を確認されたい。